

事務連絡  
令和5年1月5日

各府省庁消費者政策担当課 御中

消費者庁 消費者制度課

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律、  
法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行について（通知）

平素より消費者行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（令和4年法律第99号。以下「改正法」という。）、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号。以下「新法」という。）が、令和4年12月16日に公布され、本日から順次施行されます。

各府省庁消費者政策担当課におかれましては、改正法及び新法の施行に際し、下記の事項を十分御了知の上、関係機関等に対して御周知いただくとともに、これらの施行に遺漏のなきようお願いいたします。なお、改正法及び新法の条文、Q&A等は、消費者庁ウェブサイトに掲載しております。

## 記

### 第1 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部改正関係

#### 1 消費者契約法の一部改正関係

- (1) 第4条第3項第6号の規定において掲げる行為（当該行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときは取消しが認められることとなる行為）に関する改正

当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱えていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げるものとする。 （第4条第3項第

6号関係)

(2) 取消権の行使期間の伸長

第4条第3項第6号に係る取消権については、追認をすることができる時から1年間行わないとき、また、消費者契約の締結の時から5年を経過したときは時効によって消滅するとされているところ、当該期間について、1年を3年間に、また、5年を10年に伸長するものとする。 (第7条第1項関係)

(3) 適格消費者団体への協力に関する改正

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）及び地方公共団体は、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費者紛争に関する情報（※）を提供することができるものとする。 (第40条第1項関係)

※具体的には、消費者契約法施行規則を改正し、第31条第1項第2号に独立行政法人国民生活センターの消費者紛争に関する情報として、「独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）第三章第二節第二款の規定による和解の仲介の手續又は同節第三款の規定による仲裁の手續が終了した事案における経過及び結果の概要、当事者の主張の要旨その他の当該事案についての情報並びに当事者の氏名若しくは名称、住所又は連絡先についての情報であって、これらの手續の実施に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」を追加。

2 独立行政法人国民生活センター法の一部改正関係

(1) 目的の改正

センターが消費者紛争を予防するための活動を支援すること等を追加すること。 (第3条関係)

(2) 業務の追加

センターの業務として、適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行うことを追加すること。 (第10条第6号関係)

(3) 和解仲介手續及び仲裁の手續の計画的実施

紛争解決委員会は、適正かつ迅速な審理を実現するため、和解仲介手續及び仲裁の手續を計画的に実施しなければならないものとするとともに、当事者は、適正かつ迅速（※）な審理を実現するため、紛争解決委員会による和解仲介手續及び仲裁の手續の計画的な実施に協力するものとする。 (第23条の2及び第32条の2関係)

※具体的には、独立行政法人国民生活センター法施行規則（第18条第1項）

について、和解仲介手続等の実施の期間に関する努力義務に関し、申請の日から「4か月」以内とあるのを「3か月」以内と改正。

#### (4) 情報の公表

センターは、消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益を保護するため特に必要があると認めるときは、消費者紛争の当事者である事業者の名称等(※)を公表することができるものとする。 (第42条第2項関係)

※具体的には、独立行政法人国民生活センター法施行規則を改正(第36条を追加)し、公表事項として、①事業者の商号、名称又は氏名、住所及び電話番号、②消費者紛争の概要、③消費者紛争の予防及び防止に関し参考となる事項等を追加。

### 3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。 (附則第1条関係)

## 第2 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律関係

### 1 目的

この法律は、法人等(法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。)による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法(平成12年法律第61号)とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的とすること。 (第1条関係)

### 2 定義

この法律において「寄附」とは、次に掲げるものをいうものとする。 (第2条関係)

(1) 個人(事業のために契約の当事者となる場合又は単独行為をする場合におけるものを除く。以下同じ。)と法人等との間で締結される次に掲げる契約

イ 当該個人が当該法人等に対し無償で財産に関する権利を移転することを内容とする契約(当該財産又はこれと種類、品質及び数量の同じものを返還することを約するものを除く。ロにおいて同じ。)

ロ 当該個人が当該法人等に対し当該法人等以外の第三者に無償で当該個人の財産に関する権利を移転することを委託することを内容とする契約

(2) 個人が法人等に対し無償で財産上の利益を供与する単独行為

### 3 配慮義務

法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に十分に配慮しな

なければならないものとする。 (第3条関係)

- (1) 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。
- (2) 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法（明治29年法律第89号）第877条から第880条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。5において同じ。）の生活の維持を困難にすることがないようにすること。
- (3) 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の用途について誤認させるおそれがないようにすること。

#### 4 寄附の勧誘に関する禁止行為

法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならないものとする。 (第4条関係)

- (1) 当該法人等に対し、当該個人が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
- (2) 当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場所から当該個人が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該個人を退去させないこと。
- (3) 当該個人に対し、当該寄附について勧誘をすることを告げずに、当該個人が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該個人をその場所に同行し、その場所において当該寄附の勧誘をすること。
- (4) 当該個人が当該寄附の勧誘を受けている場所において、当該個人が当該寄附をするか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該法人等以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該個人が当該方法によって連絡することを妨げること。
- (5) 当該個人が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該寄附の勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該個人に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該寄附をしなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。
- (6) 当該個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回

避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。

#### 5 借入れ等による資金調達の要求の禁止

法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならないものとする。 (第5条関係)

- (1) 当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地
- (2) 現に当該個人が営む事業（その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る。）の用に供している土地若しくは土地の上に存する権利又は建物その他の減価償却資産（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第19号に規定する減価償却資産をいう。）であって、当該事業の継続に欠くことのできないもの（(1)に掲げるものを除く。）

#### 6 配慮義務の遵守に係る勧告等

- (1) 内閣総理大臣は、法人等が3を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができることとし、その勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。 (第6条第1項及び第2項関係)
- (2) 内閣総理大臣は、(1)の勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、3(1)から(3)までに掲げる事項に係る配慮の状況に関し、必要な報告を求めることができるものとする。 (第6条第3項関係)

#### 7 禁止行為に係る報告、勧告等

- (1) 内閣総理大臣は、4及び5の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができるものとする。 (第7条第1項関係)
- (2) 内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して4又は5に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができることとし、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該法人等に対し、その勧告に係る

措置をとるべきことを命ずることができ、その命令をしたときは、その旨を公表しなければならないものとする。 (第7条第2項から第4項まで関係)

## 8 寄附の意思表示の取消し等

個人は、法人等が寄附の勧誘をするに際し、当該個人に対して4(1)から(6)までに掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示 (以下この8において「寄附の意思表示」と総称する。)をしたときは、当該寄附の意思表示 (当該寄附が消費者契約 (消費者契約法第2条第3項に規定する消費者契約をいう。)に該当する場合における当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を除く。)を取り消すことができるものとする。 (第8条関係)

## 9 取消権の行使期間

8による取消権は、追認をすることができる時から1年間 (4(6)に掲げる行為により困惑したことを理由とする8による取消権については、3年間) 行わないときは、時効によって消滅するものとする。寄附の意思表示をした時から5年 (4(6)に掲げる行為により困惑したことを理由とする8による取消権については、10年) を経過したときも、同様とするものとする。 (第9条関係)

## 10 扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例

(1) 法人等に寄附 (金銭の給付を内容とするものに限る。以下この(1)において同じ。)をした個人の扶養義務等に係る定期金債権の債権者は、民法第423条第2項本文の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、当該個人である債務者に属する当該寄附に関する次に掲げる権利を行使することができるものとする。 (第10条第1項関係)

イ 8による取消権

ロ 債務者がした寄附に係る消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る消費者契約法第4条第3項 (第1号から第4号まで、第6号又は第8号に係る部分に限る。) (同法第5条第1項において準用する場合を含む。)の規定による取消権

ハ イ又はロの取消権を行使したことにより生ずる寄附による給付の返還請求権

(2) (1) (ハに係る部分に限る。)の場合において、(1)の扶養義務等に係る定期金債権のうち確定期限が到来していない部分については、民法第423条の3前段の規定は、適用しないものとする。この場合において、債権者は、当該法人

等に当該確定期限が到来していない部分に相当する金額を債務者のために供託させることができるものとする。 (第 10 条第 2 項関係)

(3) (2)の後段により供託をした法人等は、遅滞なく、(1)ハに掲げる権利を行使した債権者及びその債務者に供託の通知をしなければならないものとする。

(第 10 条第 3 項関係)

(4) 10 において「扶養義務等に係る定期金債権」とは、次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権をいうものとする。 (第 10 条第 4 項関係)

イ 民法第 752 条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

ロ 民法第 760 条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

ハ 民法第 766 条 (同法第 749 条、第 771 条及び第 788 条において準用する場合を含む。) の規定による子の監護に関する義務

ニ 民法第 877 条から第 880 条までの規定による扶養の義務

11 法人等の不当な勧誘により寄附をした者等に対する支援

国は、10(1)イからハまでに掲げる権利を有する者等が、その権利の適切な行使により被害の回復等を図ることができるようにするため、日本司法支援センターと関係機関及び関係団体等との連携の強化を図り、利用しやすい相談体制を整備する等必要な支援に関する施策を講ずるよう努めなければならないものとする。 (第 11 条関係)

12 運用上の配慮

この法律の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならないものとする。 (第 12 条関係)

13 内閣総理大臣への資料提供等

内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。 (第 13 条関係)

14 権限の委任

内閣総理大臣は、6、7 及び 13 による権限 (13 による権限にあつては、国務大臣に対するものを除く。) を消費者庁長官に委任するものとする。 (第 14 条関係)

15 命令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定めるものとする。 (第 15 条関係)

16 罰則

7に違反する行為について罰則を定めるとともに、その他所要の規定を整備するものとする。 (第6章関係)

#### 17 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。ただし、4及び8の一部は消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第59号）の施行の日から、5から7まで及び16並びに附則の一部は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行するものとする。 (附則第1条関係)
- (2) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、この法律の施行の状況についての検討規定を設けるほか、関係法律について所要の改正を行うこと。 (附則第2条から附則第6条まで関係)

(参考)

・消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律について  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/2022\\_contents\\_002/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/2022_contents_002/)

・法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律について  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/other/#law\\_001](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/other/#law_001)

以上

|  |
|--|
| 本件に関する問合せ先<br>消費者庁消費者制度課<br>中村、曾田、山本 03-3507-9166 (直通) |
|--|